

平成30年度 第1回屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部利用のあり方検討会
議事録

日時：平成30年7月31日（火） 9:30～12:30

場所：屋久島環境文化村センター レクチャー室

■ 検討会開催の挨拶

九州地方環境事務所 河原総括自然保護企画官：委員の皆様、関係団体、関係行政機関の皆様には、日ごろから屋久島世界自然遺産関係、国立公園行政についてご協力いただき、ありがとうございます。また、本日は天候の悪いなか、ご出席いただき、ありがとうございます。

屋久島が国立公園に指定されてから50年以上、世界自然遺産に登録されてから25年が経過した。屋久島の保全については、世界自然遺産地域の取り組み、ヤクシカ対策等、科学委員会より提言をいただき関係行政機関とともに検討や対策を進めているところである。そのなかで、山岳部利用については遺産登録以降、入山者が急増し、植生荒廃、利用の集中など様々な問題が発生し、その都度対処してきたところであるが、近年来島者が減少傾向に転じており、利用の転換期にあると思っている。本検討会では、このような機会に将来にわたって屋久島の山岳部をどのように保全し、利用していくべきか、屋久島らしい質の高い利用の提供とはどうあるべきかを、地元の皆様の意見を伺いながら検討するために、平成28年度に設置されたものである。本年度は、昨年度まで議論してきた基本方針を決定し、具体的なゾーン設定、ゾーンごとの管理方針を検討する重要な年度となる。本日の皆様からのご意見を、今後の適正な利用のあり方に繋げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

土屋 座長：おはようございます。今回で検討会は3年度目に入る。会議のメンバーには交代された方もいるが、多くの方が2年間ご参加いただいていたところである。前回の開催から5ヶ月が経過しているため、前年度の議論の振り返りもしつつ、議論を進めていきたい。今年度は5年間の検討会の開催スケジュールからみて3年目となり、今年度の議論内容は全体のなかでみると非常に重要な部分になると認識している。これまではビジョンや管理方針の大枠を決めてきたところだが、今年は実際のゾーニングの議論となり、これについては様々なご意見があるかと思う。その結果をどのようにまとめていくかが今年度の非常に重要な部分であるため、多くのご意見をいただくとともに、ご協力いただきたい。

■ 検討会の目的

◇ 資料1について

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：本検討会設置要綱に基づき、検討会の目的について説明。

■ 議事(1)平成30年度の検討内容について

◇ 資料2について

【資料説明】

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：先ほども座長よりご紹介の通り、本検討は5年でのとりまとめるスケジュールであり、今年度は3年目となる。今年度は、①屋久島山岳部の適正な利用に関する

ビジョンについて成案とし、②適正利用のためのゾーン設定の議論を行う。③以降については平成31年度以降に行う予定となっている。管理方針の成果物骨子イメージについての説明。今年度、検討会を4回開催すること、検討会の間に、適宜、ヒアリング等を実施していくことを説明。

土屋 座長：全体のスケジュールについては、これまでの検討会でも示されてきた部分であり、特に意見・質問は無いようである。今年度も4回開催予定であり、ご多忙のなかご参加いただくのは心苦しいところではある。今年度は会議開催について土日を避け、ウィークデーに設定しているところでもあるので、ぜひご参加をお願いしたい。

■ 議事(2)屋久島世界自然遺産・国立公園の山岳部適正利用ビジョン「ビジョンと基本方針」の確認

◇ 資料3について

【資料説明】

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：これまでの議論の振り返りとして、昨年度はビジョン骨子のうち、「4. ビジョンと基本方針」の部分について検討し、記載することを目標とし、主な論点についてご議論いただきしてきたところである。昨年度の第4回検討会でいただいた意見を踏まえて修正した「ビジョンと基本方針」を、8ページ目以降に記載している。前回からの大きな変更部分について、まず「前提となる認識と考え方」として合わせて表記していた部分について、「前提となる認識」と「前提となる考え方」とに分けて記載している。また、10ページ目の「未来像・目標（100年度の目指す姿）」としていた部分を50年度に修正するとともに、構成の順番を変更している。今回、「ビジョンと基本方針」について了承いただきたいと考えている。なお、「一言フレーズ」については今回も保留のままとなっているが、今後、適宜ご議論いただきたいと考えている。

【質疑】

土屋 座長：昨年度の第4回検討会での意見等を踏まえて、項目立てや順番を入れ替えたものとなっている。主に8ページ目以降について、ご意見・ご質問をお願いしたい。

鹿児島県環境林務部 古川主事：本日、台風の影響で欠席となった羽井佐自然保護課長から意見を預かっているため代読させていただく。本資料については6点ある。2ページ目に「100年度」という表現が残っているため「50年後」に修正。4ページ目の「原生資源環境地域」を「原生自然環境保全地域」に修正。6ページ目の世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金について、「新たなスタートを切ることとなっている」と表現されているが、制度はすでにスタートしているため、「新たなスタートを切ったところである」に修正。また、9ページ目「屋久島だけに存在する自然に根差した文化といえよう」について、屋久島の山岳信仰の形態は屋久島だけのものだが、山岳信仰や「頭を垂れて手を合わせ続ける」の部分は屋久島だけのものとは言えないのではないかと思うので、「だけ」の扱いについて専門家のご意見をお聞きしたい。また、9ページ目の(2)③「自然や畏敬の念を抱かせるものの価値」という表現が、①、②の表現と微妙に異なるため、同じ意味合いであるなら統一した方が良いのではないか。10ページ目の(2)④、(3)①、(3)④の三項目の関係性を理解するのが難しい。意味合いは重複しているように思うので、全てまとめて(3)の項目に入れるのは問題があるか。

土屋 座長：事務局の方からご回答いただきたい。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：文言について、適宜、修正する。「屋久島だけ」の部分については、委員の皆様からご意見いただきたい。「自然や畏敬の念を抱かせるものの価値」という表現について、合わせた方が分かりやすいのであれば、合わせる形で修正する。10 ページ目の (2) ④、(3) ①、(3) ④の三項目の表現についても、委員の皆様からご意見をいただきたい。

土屋 座長：「屋久島だけ」の部分の扱いについて、ご意見をお持ちの方は？

柴崎 委員：山岳信仰は、かつては日本全国に広がっていたもので屋久島だけに存在するものではない。「だけ」とすると限定的過ぎると感じるので、うまく言い換える必要はあると思う。ただ、岳参りという風習として衰退しているとはいえ現在も残っており、一部の集落では復活させながら行動を起こしていることはすごい事実である。

大山 オブザーバー：これは日本の山岳信仰に通じるものであるので、屋久島だけという言い方より「日本山岳信仰に通じる文化」という言い方に変更すれば良いのではないか。いわゆる日本山岳信仰の基本理念と同じような形が屋久島には残っているということである。

土屋 座長：「だけ」は除いたほうが良いということか。

大山 オブザーバー：「だけ」という形で決めつけるより、日本山岳信仰に通じるものなのだというような意味合いで捉えた方が良くと思う。

土屋 座長：宮之浦岳参り伝承会の中川さんはいかがか。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：「だけ」ではないと思う。

土屋 座長：「だけ」という強い表現を除いた形で、岳参りが今再び認識され復興しつつあるということは屋久島の特徴であるということも踏まえた文言を、事務局を中心に考えるということではよろしいか。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：今のご意見を踏まえた形で修正する。

日下田 オブザーバー：通じるというより、むしろ他の地域ではかなり消滅している訳であるから、「代表する」くらいの表現でも良いのではないか。

吉田 委員：「屋久島だけ」という部分は日本の山岳信仰に通じるということで「だけ」を除いた形で良いかと思う。加えて、その部分の前に出てくる「これは法華宗よりも山岳信仰が人々の心の上位にあ

ることを示している」という部分がある。お盆は法華宗というより、先祖の霊を慰める「先祖崇拜」からくるもので、山岳信仰は「自然に対する畏敬」からくるもの、この二つは近代的な宗教である仏教や神道などよりも前に皆が持っていた気持ちであると思うので、どちらが上位という書き方をするのは適切ではない。この部分も削除した方が良いのではないかと。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：ご指摘いただいた部分についても併せて検討したい。

土屋 座長：それから、9 ページ目 (2) の「①・②自然の価値や畏敬の念を抱かせるもの」という言い方と、「③自然や畏敬の念を抱かせるものの価値」については意味が近いので、文言の修正をお願いしたい。また、10 ページ目の (2) ④、(3) ①、(3) ④の三項目を統合して、(3) にまとめた方が良いのではないかとという意見について、何かご意見があればいかがか。

柴崎 委員：(2) ④は「全ての利用者」と書いており、この部分が (3) ①や (3) ④と異なると思う。つまり、(2) ④は「全ての人が畏敬の念を抱いた上で学ぶことができる」ということを示しており、(3) ①や (3) ④については「機会を得ることができる」ということで、表現が弱まっている。その違いがあるので、意味の重複はあるものの、三項目を分けて記載していると私は解釈した。

土屋 座長：他にご意見はいかがか。私の解釈では、この部分は「50 年後の目指す姿」ということで、(1) については原生性や神聖性といった屋久島のもっている自然面の特徴をこれからも活かしていくということ、(2) については特に登山を中心とした観光レクリエーションの面についての部分のこと、(3) についてはもう一度全体を捉えて「新しい山の文化」の発信ということが記載されている。そのため、重複があってもある意味では仕方がないかと思う。文言上の余分な部分は修正した方が良いのかもしれないが、ここは最後に強調する部分であるので、個人的には重複して記載しても構わないと考えている。他にいかがか。

吉田 委員：この部分についてはそれぞれに違う意味合いで書かれているので、この表現で良いかと思う。その他の点で、変換ミスかと思うが、3 ページ目下から 9 行目の「訴訟」の間に「粗」という字が入っている。確認して修正してもらいたい。

土屋 座長：ご指摘の部分、3 ページ目下から 9 行目の「国有山林下戻訴訟」となっている部分について、「粗」を削除する形で修正してもらいたい。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：ご指摘の部分について修正する。

屋久島森林管理署 川畑署長：文言の修正をお願いしたい。3 ページ目 (2) ①の部分で「島の面積の 9 割を国有林に編入」とあるが「8 割」に修正。同じ項目の「小杉谷での伐採は昭和 45 年まで」の部分について、小杉谷事業所は昭和 45 年までであるが伐採自体は昭和 44 年で止めているため、この文章の表現では「昭和 44 年」とするのが適当。また、同項目の昭和 62 年の「国有林第 5 次施業計画」とある

が、「国有林第5次施業計画」というものは無い。「第5次地域施業計画」であると思うので、過去の資料を確認の上、修正いただきたい。もう一点、9ページの「一方」から始まる部分について、「本格的に国有林事業が始まり」とあるが、表現としては「国有林野事業」が適切かと思う。

九州森林管理局 佐藤自然遺産保護調整官：4ページ目1行目に「縄文杉の再発見」という表現がされているが、「発見」なのか「再発見」なのか、皆様の認識をお聞きしたい。

土屋 座長：この部分については様々な認識があり得る。一般的には「発見」ということになっているかと思うが、ご意見はいかがか。

屋久島観光協会ガイド部会 満園会員：「観光面は」と書かれているので、「発見」で良いかと思う。

屋久島観光協会 日高事務局長：以前は、屋久島では大きな杉があったからといって、それに名称を付けていた訳ではない。縄文杉についてはたまたま名称が付けられた。「発見」なのか「再発見」なのかについては、捉える人によって違うと思う。

土屋 座長：観光面では「発見」という文言で良いかと思う。修正いただきたい。文言上の間違いが指摘されている。今後も気づかれた際にお知らせいただきたい。ただ、8ページ目以降の構成・大筋の部分について、今回で了承いただきたいと考えている。この部分についてご意見はいかがか。

日下田 オブザーバー：どの部分の了承についてなのか分からなかった。3ページ目に関して、ご質問する。今回のビジョンは、最終的には他の地域でもあるような文章化されたものとして仕上がるのだと理解している。その際のタイトルは、現状のこのようなタイトル（屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部適正利用ビジョン）でよいのか。もっと情緒的・シンボリックなタイトルするということもあり得るのではないか。もう一点、今、平成24年の屋久島国立公園についてのパンフレットを持っている。パンフレット内に「国立公園とは」という文章があり、簡潔で分かりやすい。これと同様に、「屋久島の国立公園」、「屋久島の世界自然遺産」とはこのようなものと説明する部分が、ビジョンの冒頭にあっても良いのではないかと思う。一般の方の国立公園の認識は、自然保護のエリアと思っていたり、単に観光対象と思っていたりと様々だと思うので、公的な意味での位置付け、評価についてシンプルに記載されているのが良いのではないか。これについて、3ページ目2. 背景（1）「屋久島の特徴と価値」の部分の冒頭に、シンプルに記載されるのが良いかと思う。今、答えを求めている訳ではないが、最終の文章化までの間に協議されてはいかがか。

土屋 座長：この意見について、回答はいかがか。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：タイトルについては、現状では案の状態である。中身が出来てきた段階で「やはりタイトルの変更が必要だ」という意見があれば、またご議論いただきたい。また、冒頭にシンプルな説明をという意見について、分かりやすくして良いかと思うが、これまでの議論の

経緯を踏まえて考えると、非常に大変な作業になると思う。これについても、皆様から必要であるとのご意見があれば、将来的には検討していきたいと考えている。

土屋 座長：国立公園というものについては様々な理解がされているかと思う。それについて、検討会としての意見を出すということは良い方法かもしれないので、今後の議論のなかで考えるべきだと思う。シンボリックなタイトルを付けるというのは良い案である。これは一言フレーズにも関連してくる事で、タイトルに一言フレーズがキーワードとして入ってくれば、タイトルのインパクトが強くなる。これについても宿題として、議論の最終段階の前までには考えていった方が良いだろう。現状のタイトル案である「ビジョン」は副題でも構わない。

吉田 委員：日下田さんからのご提案の部分は非常に大事なことである。法律の場合の構成では、「目的」の次に「定義」が続く。ビジョンのなかにもそのような定義を記載する必要であるが、その定義のなかで記載される文言、例えば「原生自然環境保全地域」とはなにか、「森林生態系保護地域」とはなにか、「生物圏保存地域」とはなにかといった部分は一般の方には分かりにくい。屋久島には多くの制度が関わっているので、読む人にとって分かりやすくするため、屋久島に関わってくる制度について一言ずつ端的に説明するコラムのようなものがあった方が良いのではないかと思う。

日下田 オブザーバー：具体的には頭の確認というイメージをしていた。

土屋 座長：ありがとうございます。これから先の、公表の前までに検討するということにしたい。ほかはいかがか。

屋久島町 竹之内商工観光課長：5 ページ目の「屋久島山岳部で発生している遭難状況」という文言について、道迷いで遭難のみなのか、歩行中のケガなども含まれてのものなのか。屋久島警察署の方に確認したところ、道迷いよりもケガ等の方が多いようなので、ケガの件数も含まれたものが「遭難」として表現されるのは意味が違ってくると思う。確認いただきたい。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：過去にお示ししたデータから記載された文章かと思うが、後ほど確認してということでよろしいか。

屋久島森林管理署 川畑署長：同じく 5 ページ目の部分で、自然休養林利用者のうち外国人利用者の占める割合が記載されている。平成 23 年度には 1%、平成 27 年度には 6%となっているが、平成 29 年度の実績が出ており、平成 29 年度のヤクスギランドと白谷雲水峡の合計利用者数が 17 万 6 千人、外国人利用者は約 2 万人であったと記憶しており、平成 29 年度には 10%を超えている。最新のデータを載せていただければと思う。

屋久島レク森保護管理協議会 日高事務局長：昨年度の外国人利用者数は 2 万人である。昨年度は入林者が多く、白谷雲水峡で 10 万 6 千人、ヤクスギランドで 7 万人、合計の利用者数は 17 万 7 千人とな

る。外国人利用者はこのうちの1割を超えている。もう一点、5ページ目の入込数が「年」で表されているが「年度」ではないのか。レク森の入林者数は年度で出している。熊毛支庁が公表している島への入込数は年度ではなかったか。

土屋 座長：この部分についても確認してもらいたい。数値や文言についてご指摘いただいております、もう少し続けたいところではあるが、この後も議論したい議題がある。チェックしていただき、会議の後でご指摘いただければと思う。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：ご協力をお願いします。

屋久島観光協会 日高事務局長：その前に発言させていただきたい。私は7月から事務局を任されることとなった。このなかには充て職で来られている方もいるかと思うが、その場合、十分にその仕事に関しての引き継ぎがなされているか疑問に感じている。今回の検討会のように、これだけの資料を当日に配られても、深みのある議論ができるのかどうか。できるだけ、前もって資料は配布いただきたい。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：今後、そのように対応致します。

土屋 座長：今の点は座長の方からも事務局にお願いしたいところである。なるべく深い議論をこの会議では行いたいので、なるべく早く、資料の事前送付をお願いしたい。

荒田 オブザーバー：文言の修正について、4ページ目の「ケイ素の科学工場」を「化学工場」に修正、「ヤクスギ化工場」を「加工場」に修正する必要がある。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：文言についてはもう一度見直し、修正致したい。

土屋 座長：文言等の修正は今後もあり得るとして、昨年度議論して本文の構成を変更した部分も含めて、大枠としてはお認めいただいたということによろしいか。ありがとうございました。今回、たくさんのご意見をいただき、多くの検討すべき部分やチェックしないといけない部分が出てきているが、それを反映した上で、大枠としては承認いただいたということにする。それでは次の議題に移る。

■ 議事(3)登山道ごとのゾーン設定の検討

◇ 資料5について

【資料説明】

事務局 八千代エンジニアリング株式会社（渡邊）：本議事について、資料4と資料5があるが、先に資料5についてご説明させていただく。資料5は、今年度の検討項目である、登山道ごとのゾーン設定・管理方針の検討について記載している。資料に基づき、ゾーン設定の検討に当たって参考となる考え方、ゾーン設定を行う目的、基本的な考え方について説明。

【質疑】

土屋 座長：ROSの説明は昨年度第2回検討会で、柴崎委員から参考資料3を踏まえてご説明いただいていた。以前に同じ内容を聞いたと記憶されている委員の方もいるかと思う。有識者委員の方から、説明の補足があればお願いしたい。

吉田 委員：これからゾーニングの検討を行っていくなかで、どのような考え方で行うかということは大事なところである。そのなかで、私としては2ページ目②「適正利用ビジョンや基本方針に則り、屋久島山岳部の自然環境の保全や質の高い多様な利用体験の提供を未来に継続できることを目指したゾーン設定とし、現状追認の設定とならないように留意する」の部分が非常に大事であると思っている。今まで2年間議論してきたことを尊重して考えるということ。また、「実際はこの場所は静かに楽しみたい」という場所に、現状ではたくさんの方が来ているといったことが起きていると思う。このような現実とのギャップの部分、つまり、委員の皆様がこのような屋久島になってほしいと思っていることと現実とのギャップを、50年後の目標を目指して、どのように埋めていくかということ議論する、そのようなやり方・方法で進めていくということが大事になってくると思う。また、表4-1で「得られる体験の種類」と記載されている。種類と書くと単に「レクリエーションの種類」という印象になってしまうが、これは、そこに訪れる人の心構えや装備、「雑踏を避けて、一人で屋久島を楽しみたい」というような嗜好も含めた、得られる体験の質、言い換えればグレード、レベルといったものを表している。この部分については、屋久島をよくご存じの皆様それぞれにご意見があるかと思う。これから登山道に関する具体的なデータが出てくるが、これについては落ち着いてご確認いただきたい。もう一点、文化的な面について、資料ではゾーンとしてA、Bを追加するといった表し方になっているが、色々な表し方があると思う。コース全体を神聖なコースとして表すのか、コースとしては登山者用のグレードを設定し、スポット的に重要な場所を指定して、極端なことを言えば「靴を脱いでください」といったようなルールとしたり、神聖な気持ちを持って歩いてもらうといった考え方もある。これは、屋久島で初めて取り入れることなので、屋久島の皆様の知恵を拝借しながら議論していったらどうかと思う。

柴崎 委員：今年度から検討会に参加される方、昨年度の第2回検討会に参加されていない方もおられるので、参考資料3をもう一度ご覧ください。このパンフレットは大雪山に関して、山岳レクリエーション管理研究会という組織が作成したものです。写真が多く並んでいる4ページ目の「大雪山ROS管理目標イメージ図」の部分をご覧ください。ROSの考え方について、バリアフリーが必要な一般観光客の方から、トレッキングを楽しむ方、地図やGPSを持たないと歩けないような地域を体験したい登山客に近い方など様々な利用者がいらっしゃるが、そのような方々のニーズを最大限満足させるといった方向での管理方針となる。具体的には、観光客の方々に楽しんでもらいたい場所としては整備区域に指定する。整備区域については、環境としては登山口に近い場所や道路に近い場所が該当するケースが多いが、施設面では道迷いが無いように整備したり、橋を架けたり、柵を設けたり、休憩できるベンチやキャンプ場を管理したり、標識の整備や監視体制もしっかりと行うといった体制となる。対極的に、原始的な環境を楽しみたいという登山客のため、できる限り施設を整備せず、自分の力を使って山に入ってもらい、標識等もできる限り減らし、パトロール等もあえて多く行わない、自己責任を強くするような区域まで区分する。これがROSの考え方となる。その場合、大事なことは、各地域によってROS

の管理の目標や区分の仕方というのは大きく変わるということ。資料5の6ページや参考資料3に大雪山のグレードが紹介されているが、これはあくまでも大雪山の話となる。一番大切なのは、屋久島の山らしさを維持するためにはどうしたらよいかといったことについて、委員の皆様から意見を集めて話をしていくことである。参考資料の3ページ目4ページ目の部分、左側に「ROSに基づいた現状利用図」、右側に「ROSに基づいた管理目標図（試案）」が掲載されている。「現状利用図」は現在の自然環境、整備や管理の状況を表しており、「管理目標図」とはこのような場所ではこのような自然体験をしてもらいたいので、このような整備方針にするといったことを表している。そのため、「現状利用図」と「管理目標図」は一致しない。今後のより良い山の姿をイメージしながら、将来的にどうするかという議論のなかで最終的に決めていくのが「管理目標図」となり、今後の委員会において重要になってくる部分である。先ほど吉田委員が仰られたように、資料5の2ページ目の②に記載されている「未来（50年後）に継続できること」が重要で、現在の追認のみを考えるのはまずいということを強調したい。また、今回の資料の記載内容で特徴的なことは、「文化的な利用への配慮」ということが入ったことであり、屋久島の特徴・オリジナリティかと思う。ただ、よく分からなかった点があり、事務局への質問となるが、「B 登山道の伝統的な利用や祠等の施設があり、登山利用の際に行動の規制や制限を求めるゾーン」の具体的なイメージはどのようなものか。というのは、表4-2をゾーン設定の組み合わせを見ると3×5の15通りとなっており、ゾーニングとして多すぎて分かりにくい。Bがそこまで重要でないなら、文化的な利用の設定については、ある・無しで2通りの方が良いのではないかと。

事務局 八千代エンジニアリング株式会社（渡邊）：Bの設定について具体的な場所のイメージは無いが、例えばこの山の山頂は聖域であるため一般利用者は入らないで欲しいというような場所があれば、分けて考えた方が良くかと思ひ、Bを設定した。また、表4-2の15段階については、該当しないゾーンが多くなることが想定されるため、整理が必要になるかと考えている。

柴崎 委員：今日の段階では叩き台ということで、理論的に作ってみたということかと思うが、次回以降は現場の実情を踏まえて資料を出してもらった方が良く。また、「得られる体験の種類」が5段階となっているが、この段階分けも変動しうると理解してよいか。

事務局 八千代エンジニアリング株式会社（渡邊）：その通りである。

土屋 座長：今のやり取りや説明で、事務局の方の説明の補足ができたかと思う。なお、参考資料3の大雪山のものは2005年に私も関わって作成したものであるが、あくまで民間組織が行ったもので、行政と一緒に作ったものではない。「このようにやってもらいたい」と提言したものとなる。ただ、資料5の6ページ目にある「大雪山グレード」は2015年から大雪山国立公園で具体的に実施されている、大雪山国立公園に関わる行政や関係者で構成される運営協議会で認められた公的なものとなる。大雪山については10年ほどの期間のなかで状況が変わった。以上の説明や議論を踏まえて、まずは質問をお願いしたい。

日下田 オブザーバー：この議論については、踏み込むと膨大な意見と協議が必要になってくると思

う。まず、「文化的な利用への配慮」ということが入っているのは、このビジョンの一つの特徴・決め手になることだと思う。世界遺産の例で言えば、屋久島は自然遺産ということで文化的なファクターはほぼ排除されていることもあり、文化的な部分を盛り込むことはこのビジョンの大きな特徴となる。これらを含めて皆様からのご意見は膨大なものとなるだろう。過去の業務でヒアリング業務を事務局がされており、エネルギーに有効な意見を収集・分析されていた。その努力や姿勢をみて、不可能ではないのかなと考えているところではあるが、この部分については専門部会やワーキングチームを編成して対応し、そのなかでは本委員会の委員にもご協力いただくといった体制もあり得るのではと思います、発言した。

土屋 座長：非常に重要なご意見であった。事務局の意見はどうか。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：冒頭でご説明した通り、本年度、ヒアリングにより地元の方々のご意見を伺う機会を作る予定としている。ワーキングといった形まで設定するかどうかについては、ご意見を伺いたい。

土屋 座長：これからの進め方について、本日の案では具体性が足りない。今回はゾーンに応じた具体的な管理方針をお示ししていないので、次回の第2回にはお示しし、第2回、第3回、第4回でご議論いただくといったことを想定している。日下田さんの仰るように、ワーキングの設定が必要かどうかは、議論を進めていくなかでの状況で判断していくことになるかと思う。第2回の段階においては、ワーキングを設定しないという方針となる。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀会長：進め方に関する部分で質問であるが、前年度と屋久島の状況が変わってきた部分があり、今年度からエコツーリズム推進全体構想の話し合いが始まっている。ゾーン分けの部分は全体構想の話と関わってくる部分である。日下田さんが仰った部分に関係するが、この委員会の委員と、全体構想を話し合う委員とは違ってくるため、両方の検討結果にあまりにも乖離があると、すり合わせの作業が必要となってくる。ゾーン分けをするに当たっては、屋久島町の方で進める全体構想のワーキンググループとすり合わせる場を設けて欲しい。

土屋 座長：この部分も非常に重要なところである。屋久島町としてはどうお考えか。

屋久島町 矢野環境政策課長：古賀さんからお話しがあったように、今年度、来年度でエコツーリズム推進全体構想を見直そうということで準備を進めている。その前段階の話し合いを設けているところである。まだ具体的な事までは踏み込んでいないが、本委員会との意見の乖離が生じるのはどうかと思うので、本検討会と全体構想の検討とは整合性を保ちながら進めていきたい。

大山 オブザーバー：これまでの議論に関連して、さっきから考えていたが、山岳利用の方針とはだれのために作っているものなのか。行政としてこのような方針でやっていきたいというために作っているのか、地元の人たちが島づくりのためにこのような形でやっていった方が良いという提言を作っていこ

うとしているのか。相手や目的が分からない。「山岳利用」という文言があるが、山岳の利用をするのは屋久島に来るお客さんのことだという意味に思えてくる。そうではなくて、地元の人たちも山を使って生活している訳であるから、地元の人に対して、どのように利用した方が良いとか、このような方法もあるといったようなことを伝える方向の方が良いのではないかと思う。その意味では、屋久島町で作ろうとしている山の利用と一緒に検討していかないと、おかしな方向になると思う。現状では、この委員会で言う「利用者」というのは誰なのかははっきりしていない。全てを含めた形の利用者という意味合いで書いているので、捉え方が違ってくるのではないか。

また、例えば山岳信仰のイメージにしても、文化的だということで高い評価を得ているが、実際に屋久島の人たちがそこまでやっていたのかどうか。戦争時代に武運長久を願って岳参りをしたり、時代によって色々なことをお願いすることはあった。岳参りの捉え方について、地元の人たちが捉える岳参りと、外部の学者の方々の捉える岳参りでずれがあるのだと思う。屋久島環境文化村センターの映像もそうで、外部の考え方で作られている。例えば、楠川で白装束を着て儀式を行っていたということではなく、普段の恰好で行っていたわけで、時代が経るなかで作られたのではないか。また、縄文杉の発見にしても、外部としては「発見」という形でアピールしたいのかもしれないが、屋久島で大きな杉があるのは当たり前のことだった。縄文杉の周りにも斧の跡や、伐採の跡の切り株がある訳で、昔の人はあの周辺を歩き回って利用してきたのだろうが、縄文杉は利用されずにそのまま残ったということ。また、昔、屋久島では「山に二十日、海に五日、あとの五日は寝て暮らす」という捉え方であったが、ある出版社が出した「山は十日、海は十日、野に十日」というようにきっちり分けたような言葉が出ると、屋久島はそうであったというような捉え方をされる。そうではなくて、屋久島では本来農業ということはほとんど無く、漁業と山仕事の主であり、「山の二十日」で生活をし、「海の五日」でプラスを得て、あとの五日は寝て暮らす、のんびりした暮らしがあった。それは豊かな生活ではないが、貧しい生活のなかでの豊かさがあった。その捉え方が変わってきていると感じる。「利用者」という言葉を使うと「観光客」という言葉に変わり、外部から来て屋久島を利用している人というイメージとなる。そのあたりの捉え方はどうなのか。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：こちらとしては一般的な登山利用、レクリエーションとして山を楽しむ目的としての利用を想定して、ゾーン設定を検討していきたいと考えている。ただ、文化的な利用や地元の方の利用に配慮しなければならないと思っており、配慮をするような利用のためにはどうすれば良いかというような議論になるのかと考えている。

土屋 座長：私の意見を述べさせていただく。事務局の説明の通り、今回は登山利用にほぼ限っている。そのため、これまで島の方がされてきたような利用全般について扱うものではない。ただし、これまでの様々な伝統的な利用や、これから、住民の方や島に来られた方が新しい利用をされていくとすると、それとうまく融合する、もしくは競合しないように配慮して利用していくということは、登山利用・山岳部の利用にとって重要なことである。また、全体としてみると、観光客のためだけに良ければ良いという立場は取っていない。もちろん、外から来るお客さんのことについては重要に考えて、体験の質を担保したいということはある。ただ、それを支えるのは我々ではなくて島の住民の方々となる。住民の方々が納得し、自分たちで支えていこうという気持ちになるような内容でないと意味がないと思

う。そのように考え、この検討会の場にもなるべく多くの立場の方に参画いただいているところである。きっかけを作るために有識者が参加しており、我々が決めるという意識は全く持っていない。今回の ROS という考え方も、言ってみれば外から持ち込んでやっている見えがちなところであるが、あくまで、考え方として役に立つので参考にしてもらえると良いという考え方で紹介しており、そのような捉え方をしていただけるとありがたい。先ほどのご意見は根本的な部分であったが、続いて荒田さんからのご意見をお願いしたい。

荒田 オブザーバー：表 4-1 の文化的な利用への配慮の部分で、柴崎さんが調査している森林の産業遺産のことについても入れた方が良いのではないか。また、ゾーン設定の部分に「積雪期および降雪期はこの限りではない」という注釈を入れた方が良いのではないか。

事務局 八千代エンジニアリング株式会社（渡邊）：参考とさせていただく。

屋久島観光協会 日高事務局長：ゾーン設定を考えるなかで、新たにゾーンを設定するわけではないという気持ちがある。というのは、それぞれの集落の道からの登山道や岳参りの道が基本になってくると思う。気になる点について、得られる体験の種類によって、それに対して具体的に施設やルート整備をどうされるのかということ。また、一番気を使わないといけないことは、山に入る場合には島外の方も住民の方も一緒であるが、そのなかで変わってくるのは、個人で山を楽しまれるのか、屋久島の産業として根付いているエージェントによるツアーで利用するかということ。そのことでゾーンが変わってくると思う。つまり、個人で山に入る場合、安全は個々の責任となる。ただ、ツアーで入る場合、エージェントは生業として入る訳であるから、利用者の安全が確保されていなければならない。そう考えると、色んな施設を整備する場合に、山の行程をどこにもっていくのか非常に大切なことだと思う。ゾーンを設定するのは良いが、現実として縄文杉や宮之浦岳ではツアーが組まれている。どのような場所をどのように捉えるのか。これは島の産業構造からしても大きな問題であるため、そのあたりも考慮したものでなければならないと思う。

九州森林管理局 佐藤自然遺産保全調整官：文化的利用への配慮については、屋久島においては重要なことであると思っている。日高さんの仰るように、危険な場所もあるし過去にも大きな事故が起きている。このことから、ゾーン設定のなかに、危険性や安全性、登山道の難易度についても組み入れる必要があるのではないかと思う。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：先ほどの日高さんからのご意見について、エージェントの利用についてであるが、現状の利用は把握した上で、どうしていきたいかという議論をしていただくことになるかと考えている。そのため、ご指摘いただいたような視点についても重要になるかと思う。また、安全性という要素についてもこれからご議論いただきたい部分である。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀会長：あまり具体的な話はここでしない方が良いということであったが、安全性という話題が出たので、発言する。大雪山のグレードと屋久島のグレードは分けて考えて良いと

いう話であったが、これから環境省としてはグレード分けとする地域を増やしていくという考えか。そうであれば、それぞれの地域でグレードの色分けの意味合いが完全に違ってきってしまうと混乱が生じるのではないか。例えば大雪山を歩いた方など。大雪山の場合、グレード5は「極めて厳しい自然」となり、リスクの面が重要視されていると感じた。屋久島の原案を見ると、安全は別で表記をして、得られる自然体験の種類によって色分けをされており、大雪山とは意味がかなり違っているので、利用者は混乱するのではないかと思う。

事務局 八千代エンジニアリング株式会社（渡邊）：色分けの部分はどうするかについて、また検討させていただきたい。場所場所でグレード感を統一するといったことは無いと想定しており、誤解を招かないようなやり方でやっていきたい。

土屋 座長：環境省で全国的に ROS を導入するという方針があるのかどうかについて、お答えはいかがか。

九州地方環境事務所 小口国立公園課長：具体的にそのような方針にしているということではない。ただ、環境省の方でも国立公園の整備や利用について考えていくなかで、その場所に応じてどのような整備がふさわしいのか、どういった利用をしていくのかということについては考えていく必要があると認識しており、地域に応じて検討されていかれるものである。確かにご意見の通り、各地域であまりにも違っていけば混乱が生じる。これを全国的に統一するといったことは難しいが、工夫する必要がある。大雪山と屋久島では全く同じにはならず、自然の利用のあり方や危険度には違いがあるが、例えば軽いグレードであれば誰でも利用できるエリア、安全面や技術的な違いはあるがグレードが上であれば限定的な利用のエリアといったように、最低限共通の認識を持つように図っていくべきではないかと思う。

土屋 座長：私も他の国立公園に関わっているが、妙高戸隠連山国立公園でも検討する動きがある。また、ROS ではないが、似たようなランク分けを試みているところはある。ただ、今のところ、環境省で全国共通の国立公園の診断をされている訳ではないとのことである。

柴崎 委員：日高さんが仰られたことは、縄文杉や宮之浦岳の方ではツアーが組まれているので、そのような方々にも配慮しないとまずいのではないかということであるが、おそらくゾーン設定をすることによって、ツアーのリーダーに対しても、「このような装備を持っていかないとこの場所はだめだ」というような、最低限考えないといけない基準を提案できると思う。個人客であってもツアー客であっても目安にして欲しい基準であり、それに基づくゾーニングであると伝えていけば、両方の利用者に対して情報を提供できるゾーン設定になるのではないかと思う。また、地域によってある程度統一感を図るといったことは大事であるが、例えば北日本では雪崩の危険性やクマの出没なども考慮しないとけない。屋久島については、もちろん冬場であれば雪崩もあるが、むしろ雨の問題の方が大きい。やはり、地域によって状況が変わってくる。海外の事例も見ても、4段階であったり7段階であったり、かなり差がある。あまりマニュアル通りに画一的に考えすぎると、かえって問題点が大きくなるかもしれない。外国人来訪者を考慮するとピクトの表現の仕方を工夫するという方法もあるのではと思う。

屋久島町 矢野環境政策課長：屋久島町の指針として、屋久島憲章というものを大事にしている。そのなかでエコツーリズムの姿勢を重要視しており、今年度から全体構想の見直しの動きもある。また、観光基本計画のなかにも、エコツーリズムによる世界自然遺産の屋久島の価値創造、また観光立町ということも謳っており、エコツーリズムの考え方を重点的に町制度としてやっていきたいと考えている。ゾーニングの部分については、屋久島町と環境省で足並みそろえて、意見交換をしながら進めていければと思うのでよろしくお願ひしたい。もう一点、ゾーン設定・管理方針の考え方の部分について、質の高い利用体験を提供するということであれば、屋久島町では公認ガイド制度というものがある。今後、ガイドの皆さんの活用ということも、この部分に盛り込んで議論していただけたらと思う。

吉田 委員：先ほど古賀さんの方から、屋久島のグレードと大雪山のグレードが異なった場合、全国的にみると混乱が生じるのではないかとのご意見であったが、各グレードの意味するところが地域によって多少異なっていくことについては、これから各地域に広がっていく上でそれほど問題にはならないと思う。問題になってくるのは、5が最も難しい場所なのか1がそうなのか。これが場所によって違ふとなると問題となる。また、色使いが違ふというのも混乱が生じる。大雪山の形態を屋久島が踏襲した場合、その後はそのように広まってくると思う。なぜそのように言うかという、オーストラリアでもこのようなグレードを付けているが、向こうでは一番上のグレードは6であった。6が一番上というのは日本人の感覚ではよく分からない。グレードを考える上で、例えば一番難しいグレードより難しいグレードを開拓した場合はさらに上のグレードを付けるということはない。1から5というのは分かりやすいものであるし、色を逆転させるということはない。混乱が生じる例として、植生自然度は1から10で上にいけば自然度が高くなるが、県の自然環境保全指針では、1が最もランクが高いという場合があり、このような混乱をおこさないようにする。また、色の面について、例えば天気予報での雨の表示の場合、赤色よりも紫色の方がさらに強い意味合いの場合があるが、土砂崩壊の注意の表示では赤が一番の上になっている。これは、国土交通省と気象庁で違ふ色を付けているということだろうが、やはり混乱が生じる。今後のことを考えると、大雪山の例が非常に分かりやすいので、5ランクで、数字の大きい方が難しく、最も難しいところは赤色で表示という部分については統一しておいた方がよいのではないかと。

土屋 座長：ありがとうございます。私が大雪山グレードで気になっているのは「グレード」という言葉。5のグレードが一番「良い」、もしくは「偉い」といった印象を与えかねない。この部分の文言については、屋久島では考慮した方がよいのではと考えている。難易度が高い方がよいわけではない。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：ゾーン設定で、屋久島ならではのことで、文化的な利用への配慮というものが入っている。文化的な利用というのは必ず参りのことですね。端的に言えば、山岳信仰への配慮ということで私は捉えた。その上で、A、Bの分け方では、「この区間はあまり文化的利用のことは考えず、好き勝手にやってよい」、「ここから先は少し配慮をして欲しい」「この区間はかなり神聖な場所なので配慮をして欲しい」というように捉えられてしまう。私からすると、屋久島の山は全て配慮が必要な場所。山に入る場合は山の神に畏敬の念を払いながら、失礼のないように入るとい

うことが前提。白谷雲水峡を例にすれば、本当は白谷雲水峡に行くまでに既に（牛床詣所から）始まっているわけだが、登山口から登山道に入る時から身構え、自分を律して入っていくということになる。そういう意味では、全ての登山道がBに当てはまってしまうので、この部分の設定は要らないと思うし、ゾーン設定として入れると複雑なことになる。ビジョンにあったように、「屋久島の山に入るということは山の神への畏敬の念を持って入る」ということが前提であるので、ゾーニング項目の前に、「このような心構えで山に入って欲しい」ということを記載しておき、その上でのゾーニングということになるのだろうと思う。文化的な利用への配慮の部分のランク分けは必要なく、登山道に入る前から配慮の部分は始まっていると考えるのが良いのではないか。

柴崎 委員：文化的な利用への配慮の部分のランク分けの話については、中川さんの仰る通り、前提条件として入れ込み、無くしてもよいという考え方もあると思う。ただ、私が思うのは、例えば岳参りのなかでも、里の人たちが感謝の気持ちを込めて山の神様からいただくということで、シャクナゲの枝をいくつか折って下に持って帰っているが、そのような行為は自然公園法の面からみるといろいろな意見がでてくる。一方、伯耆大山（ほうきだいせん）という場所では「もひとり神事」という神事があり、儀式として特別保護地区のなかから水とヒトツバヨモギというヨモギを持ち帰るといった事例もある。このように岳参りでの行為についても既着手行為ということも位置づけることができる。また、登山道においても聖地には看板を付けるなど、対応の仕方があると思う。岳参りのような行為や林業遺産について、利用者の方々にも伝えていくという工夫が必要ではないかと考えている。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：その通りかと思う。屋久島の場合、登山道はほぼ全て岳参りの道である。山仕事で入る楠川歩道もあったが、元々、山に入る行為は山頂にある祠に行くためであった。今のように、遊び・レジャーで山に入る道というものは無かった。昔は岳参りでしか道は作ってなく、それを今はレジャーで利用しているということなので、「この道は岳参りとは関係ない」というものは無い。エリアとしても山は全て神聖な場所であり、ルートとしても無関係なルートは無いと考えており、ゾーニングの対象とはならない。前提として「文化的な利用への配慮」を持ってきて、山に入る場合はそのような考え方で入ってもらおう。ただ、強制する訳にはいかないもので、「そのような場所である」ということを踏まえた上で楽しんでください、と伝えるような形にするのはいかがか。

屋久島森林管理署 川畑署長：中川さんが仰られたことに関連し、資料4まで見ての意見となる。資料4での登山道の分け方については、おそらく国立公園内の路線での登山口から目的地までとなっている。ただ、下から登山口までも道は繋がっている。この検討会ではどこの歩道までを検討していくのか。これからのゾーン設定では、国立公園内の歩道のみを対象で検討するのか、そこに至る部分も繋がっており国立公園の内外だけの事であるので、その部分も含めるのか。この会議では国立公園内のみを前提として考えるとしてしまっても良いのだが、土地の管理者としては、下から繋がっている部分についても、あり方や管理者の部分も含めて、関係機関で打ち合わせをしていきたい。また、得られる体験の種類について、2と3が「屋久島の自然を体感できるゾーン」ということで同じ文言であり、()内に「利用の快適性を優先」や「自然の雰囲気保持を優先」といったような表現がされている。同じ文言を使うのではなく、例えば「屋久島の自然を快適に体感できるゾーン」といったような形で、()は除

いて、明らかに違うゾーンだと分かるようにしてもらいたい。

事務局 八千代エンジニアリング株式会社（渡邊）：ゾーンの表現については、また検討させていただく。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：検討の範囲については、基本的に設置要綱に定めている検討範囲ということで、「検討の範囲は、屋久島国立公園の山岳部とする。ただし、登山道等歩道が国立公園外から国立公園内に至るもの等合わせて検討することが適当な場合には、国立公園周縁部分も検討範囲に含めて検討する」となっている。関連する歩道については、合わせてご議論いただきたいと考えている。

屋久島山岳ガイド連盟 渡邊事務局長：具体的な議論の対象の場所について話題が出たので発言したい。資料4の1ページ目表2-1の白谷雲水峡で「奉行杉コース等は含まない」と記載されている。白谷雲水峡の奉行杉コースは、屋久島のなかでも利用者が多い場所の一つであり、この場所を対象外としたゾーン分けというのは良いのか。私としては、含めた方が良く考えている。

事務局 八千代エンジニアリング株式会社（渡邊）：白谷雲水峡の部分であるが、資料4のなかの分析の部分では含めていないということとなる。ゾーン設定のなかでは、白谷雲水峡のなかでゾーンを分けて考えるということが必要になってくると考えている。

屋久島山岳ガイド連盟 渡邊事務局長：今後、話し合う対象には入ってくるということか。

事務局 八千代エンジニアリング株式会社（渡邊）：その通りである。

土屋 座長：まだ資料4は説明してもらっていないのだが、今のご指摘の部分も含めて、資料4については有識者委員としても意見が多いところである。私としても、奉行杉コースが入っていないのはだめと考えており、それも含めてこれから議論したい。

鹿児島県環境林務部 古川主事：羽井佐自然保護課長からの意見を代読させていただく。3点ある。まず、「ゾーン」という文言の適切性について検討が必要ではないか。資料5の2ページ目に「山岳部を面的に区分するものではない」という記載があり、これには賛同するが、この解説の通りであるならゾーンという文言は適切ではないのではないか。「ルート管理レベル」「管理区間」など、誤解のない表現を用いるのが良いだろう。2点目として、表4-1「得られる体験の種類」の部分で、「5.屋久島の原生的な自然のなかで挑戦的な体験ができるゾーン」と記載されているが、ビジョンの未来像のなかで「畏れ」や「畏敬」といった表現がある。ここで、「挑戦的な体験」というのは乖離があるとの指摘が出てくるのではないか。3点目として、得られる体験の種類では、1から3では「屋久島の自然を体感できるゾーン」、4・5では「屋久島の原生的な自然を体感できるゾーン」と大別できるが、4、5について「原生的な自然環境を通る登山道」と捉えられてしまうのではないか。資料4では、例えば白谷雲水峡

では3以下のゾーンとなっているが、自然の質としては原始的となるのかと思う。「得られる体験の種類」の原始的というのは、あくまで体験の質の原生性ということを指しているのかと思うが、原案の表現だと植生の自然度といった部分の原生性と髣髴とさせる。例えば、「屋久島の自然を原始的に体験できるゾーン」とする方が、うまく表現できるのではないか。

土屋 座長：ありがとうございました。非常に重要な点であると思う。ゾーンというのは、区域を区切ってそのなかで規制や利用のあり方を考えるゾーニングという言葉から来ている。今回はそれを面ではなくて線で行おうとしているが、ゾーンという言葉には面という意味合いが含まれるので、再検討した方がよいかも知れない。

屋久島町区長連絡協議会 局会長：資料5の1ページ目「登山道ごとのゾーン設定を行う目的」の②について、「求める利用体験に応じた登山道を容易に選択できるようにする。それを利用者に理解しやすくする。」という部分がある。先ほど佐藤さんが、ゾーン設定には難易度についても組み込んだ方がよいのではないかと仰られていたかと思うが、その意見に同意する。まず、この会議に消防関係者が含まれていないことは残念である。というのは、これまでも山岳部での救助ということで十数回、山に出動した経験がある。それを踏まえたなかで、ゾーンごとの難易度・危険度は利用者に対して示していくべきだと思う。

土屋 座長：まだこの部分についての議論は続くと思われる。こちらの方では資料4の取り扱いについて悩んでおり、これについては、まだ完成形ではないものとなる。ひとまず皆様にイメージを作ってもらうため、資料4の説明まで進めさせていただく。ただし、誤解していただかないようにしてもらいたい部分がある。資料5に基づくゾーンというのは、現状を踏まえ、皆様の合意の上で、これからの整備のあり方、利用のあり方、リスク管理のあり方を総合的に示す、計画の部分となる。それと、これから説明のある資料4というのは性格が異なり、現状を区分けするとこのようになるということを示している。現状と計画案が連動すれば最も良いわけだが、両者は意味合いが違う。資料5で出てきた5つのゾーンと、資料4での区分けは別のものであり、色や番号は同じで分かりにくいのが、混乱のないようにしていただきたい。なお、資料4については、現状の登山道を区分けした場合、このように分けられるというもので、現状の認識をどう考えるかによってこれから変えられるものである。資料4と資料5は分けて考えていただきたい。

◇ 資料4(参考イメージ)について

【資料説明】

事務局 八千代エンジニアリング株式会社 (渡邊)：資料4 レクリエーション空間としての登山道の現況整理についてご説明させていただく。なお、本資料での現況整理は、これまでに行われてきた様々な調査データを用いてある意味では機械的に行った整理となり、現場の感覚とのずれがあるかと思う。恐縮ではあるが、本資料のこの議論の叩き台として評価の方法などご助言いただき、より屋久島に見合った整理について検討したいと考えている。また、今回の資料において登山道のランク分けを行っているが、各登山道の現状を表すための便宜的なものであり、資料5でご説明した、今後検討を行うゾーンと

は直接関係しないことにご留意いただきたい。資料に基づき、現況整理について、方法、分析の考え方、分析に用いた参考指標とその評価点の設定、各要素のランクの評価結果および要素間でのランクのずれについて説明。

【質疑】

土屋 座長：ありがとうございました。この資料4の整理の仕方について、私は問題点があると考えている。第2回の際には、有識者委員の意見を組み込んだ形で、違う結果の現状の説明をすることになるかと思う。また、今回ご参加いただいている、実際に山に行かれたり、様々な立場から山を見てこられている皆様から、本分析に関しての疑問点やご意見をいただき、それを踏まえて修正したものを次回の検討会にお示し、再度議論いただくというように考えている。ご意見いただきたい。

荒田 オブザーバー：2ページ目の図2-1の部分のNo.10の区間、七五岳から真っ直ぐ下りるルートについては歩道として認められているのか。通称「近道」と呼ばれているルートになるが、もし歩道として認められているのであれば、歩道の整備が必要となるだろう。なお、現状ではピンクテープだけは付いている。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：七五岳まで至るルートについては公園計画に入っているが、そこから下るルートについては公園計画の歩道としては位置づけていない。この部分についてはもう一度精査をしたい。

柴崎 委員：資料4を初めて見て、確かに理論通りではあるが、違和感を覚えた部分がある。5ページ目の表2-3参考指標一覧の部分で、「I.物的環境」というように各要素が並んでいる。確かにROSの概念に則れば、そのようなことは書かれている。しかし、地域ごとに状況は異なるので、安易にこれを当てはめると分かりづらい結果をもたらす原因となる。なので、参考資料3の大雪山の場合では、「環境」、「施設」、「管理」として、大雪山に合うように条件を変えている。結論として、過去の検討会での議論を踏まえ、屋久島の山らしさというのは何かということ把握して、資料は作られるべきである。具体的には、本日の議論でも挙がっていた安全性が考慮されていない。確かに今回使用されている指標については過去の報告書を踏まえて選定されているが、資料を作成した側はどこまで現場を歩いたのか、現地で活躍されているガイドさんや地元の方々、専門家から話を聞いた上で指標を作ったのか。そのようにすれば、安全性の部分は必ず入ってくるはずで、そこが抜けているのは問題である。例えば、1kmあたりでの事故件数としての事故頻度、消防団の方々から話を聞きながら徒渉点などの危ない場所の位置を把握すること、一般観光客の場合であればヒルが快適さに影響を与えているかもしれないのでそれをガイドさんに聞き取るなど。屋久島の山らしさのなかで、原生的になればなるほど体験としてあり得ることを想定して、参考指標を設定してもらわないと、かえって混乱が生じる結果となる。例として、「I.物的環境」の自然の状況の部分で「④特別保護地区・第一種特別保護地域に含まれる割合」とあるが、この制度は林業や農牧業、建設業、鉱山開発といった他の産業に転用されることに対する規制であり、レクリエーションの体験の質とはあまり関係がない。奥入瀬の溪流では特別保護地区であるのに施設整備が進み、事故が起きたという事例があり、④の設定には違和感がある。④の設定を入れるの

であれば、原生自然環境保全地域は何故考慮しないのかと思う。資料4については根本的に見直さないと、混乱が生じると感じる。屋久島の要素のなかに「安全性」を入れるということは過去の議論にも出てきており、データとしては「事故件数」、「徒渉点の数」、グリーンサポートスタッフやアクティブレンジャーのパトロールルートになっているかといった「監視の現状」が想定される。また、管理の面で避難小屋の話は出ていないなど、付け足したいことが多い。他の委員の方からもご意見をいただき、次回の検討会には参加者で納得のいく資料にしてもらいたい。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀会長：今後も毎年業者は変わる可能性はあるだろうが、引き継ぎが大変になると感じる。また、要素に追加してもらいたい部分について、我々で昭文社の「山と高原地図」を監修している。難易度の点で、北アルプスなどの本州では登坂の部分を中心に要素として取り入れているが、屋久島の場合は道迷いの観点でランク分けをしている。要素として、遭難の件数のなかに道迷いの部分を加えるのはどうか。実際に今年も既に2人が亡くなっている。遭難のなかで、特に道迷いの件数については数値として入れて欲しい。

屋久島警察署 網戸地域課長：道迷いという観点からいうと、要素の部分に「携帯電話の通話可能エリア」を加えて欲しい。警察署としては、山岳救助・遭難の際に、要救助者の位置特定ができれば搜索も容易さが増すと考えている。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：「総合ランク」というものが出てくるが、全ての参考指標の評価点を平均して総合のランクを算出するという考え方がよく分からない。各要素のランクは参考になるが、総合ランクの意味合いはどういうものなのか。

事務局 八千代エンジニアリング株式会社（渡邊）：全ての項目から総合的にみて、その登山道の区間が原生的なのか都会的なのかを評価したということになる。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：全ての項目が5となる状況が良いということか。「踏破の難易度」すなわち危険度などと「年間入込人数」や「観光客の立ち寄り率」などを合わせて平均値を出すことに意味があるのか。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：どのような状態になるのが良いという訳ではなく、そのような評価の場所ということである。全項目を平均した総合評価について、現況ではランクの差があるような場合、例えば「自然が豊かな場所にトイレ等の多くの施設を整備してよいのか」というような将来の部分を議論する際に参考になればということで算出している。

吉田 委員：全く同じ5ランクで、色も同じで表現されているため、私もそこが一番誤解を生みやすいと感じている。総合ランクが出ていると、そのまま総合ランクに基づいてゾーニングされると感じてしまうので、この資料4は参考資料程度にしてもらいたかった部分でもある。中川さんが仰ったこともそうで、総合ランクとして算出する意味は無く、現状認識のためのものなので、現状に一番近いランクを

当てはめておくのが良い。総合にすると平均化されてしまうため、何を意味しているのか分からなくなる。研究者としての見方をすると、この算出の仕方は全ての参考指標の平均から算出しているため、参考指標が多い項目に評価が引っ張られてしまう。そのため、9 ページ目の表 2-7 を見ると総合ランクが 5 のものが全く無くなっている。例えば、「Ⅱ.社会的環境」と「Ⅲ.管理水準」について、入込の人数が増えればある程度の管理をしているものであり、ⅡとⅢの要素はある程度連続している。ⅡとⅢの項目が 11 項目中 7 項目もあるので、この部分にかなり影響されていると考えられる。これらのこともあるので、評価を一度やり直して欲しい。まず、皆様が非常に懸念されている「ルート of 難易度・安全度」と「自然環境の状況」を二つの要素に分ける。そして、4 つの要素ごとに平均値を算出した上で、さらに平均値とするという評価の方法が考えられる。もう少し前に資料をいただければ我々としても助言できたところであるが、今回は数日前に見たものであり、反映させることができず誤解を生んでしまった。

土屋 座長：ご意見がある方もいらっしゃると思うが、時間がきてしまった。資料 4 についてはこれで決まったものではなく、今回のご意見を踏まえて、次回には議論の対象となるものをご提示するものとなる。事務局の方から、次回の検討会の予定、内容についてご説明いただきたい。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官：今回は準備不足で大変申し訳ありませんでした。次回については、現況の整理について、今回いただいた意見を踏まえて項目や分析方法を見直し、修正したものをご提示したい。また、各ゾーンの性格の位置付け等もご議論いただきたい。資料については早めに作成し、あらかじめご確認いただけるように準備を進めていきますので、次回も懲りずにご参加いただき、ご意見をいただきたい。

■ 第 2 回検討会について

事務局 八千代エンジニアリング株式会社（渡邊）：次回の第 2 回検討会は、10 月 9 日（火曜）9:30 から 12:30 まで、屋久島町商工会館宮之浦本所会議室での開催を予定している。近日中に、皆様に参加依頼文書の方を送付させていただきます。

屋久島森林管理署 川畑署長：開催時間に関して、問題が無いようなら 9:00 から 12:00 の開催に修正していただくことは可能か。12:30 に終了であると、その後には高速船や飛行機に乗る方の時間が厳しくなってしまう。ご提案させていただきます。

九州地方環境事務所 小口国立公園課長：時間については、皆様の移動経路等について再度確認し、検討させていただきます。

■ 検討会終了の挨拶

九州地方環境事務所 小口国立公園課長：本日は活発なご意見、また、天候の悪い中お集まりいただき、ありがとうございました。環境省の方で体制が大きく変わり、うまくいっていない部分があり、ご迷惑をお掛けし申し訳ございません。また、資料 4 について修正すべき点があり申し訳ございません。

内容としては、今回機械的に出してしまった部分であるため、今後、皆様の知見・経験を加えさせていただき、最終案を作り上げていきたいところである。次回、修正したものをお示しする。その際には機械的な評価ではなく、地元の方々の知識・経験を組み合わせて、議論できるものとしていきたい。最終的には環境省がどうしたいかというだけの話ではなく、屋久島の山岳部の利用のあり方について、地域の皆様と一緒に議論していかないと意味がないと考えている。また、関係機関との調整や、本日議論でも挙げたエコツーリズム推進全体構想との整合性も踏まえつつ進めていきたいと考えているところであるため、引き続きよろしくお願ひしたい。本日はありがとうございました。